

春季全国火災予防運動



3月1日～3月7日



急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし



新居浜
危安協だより

発行所
新居浜市一宮町1-5-1
新居浜市消防本部
発行人
新居浜市危険物安全局
協会事務局
(電話 65-1342)
印刷所
H A R A P L E X
第 86 号

<消防観閲式>
はしご乗り操法

① 地震火災対策の推進

- ・ 地域における火災予防の推進
- ・ 感震ブレーカーの普及推進

② 住宅防火対策の推進

- ・ 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理
- ・ 安全装置付きの火気使用器具及び消火器具の普及促進

電気火災の危険性に係る広報の実施

- ・ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- ・ 防災品の周知及び普及促進

③ 林野火災予防対策の推進

* 主な行事 *

- ・ 住宅用火災警報器等の普及宣伝
- ・ 住宅防火ロビー展 3月1日～3月7日
マルナカ新居浜本店
- ・ 消防長特別査察 《高圧ガス事業所》
住友化学(株)愛媛工場 新居浜地区
- ・ 消防観閲式 日時：3月1日(日)9時～
場所：山根市民グラウンド



山火事を起こすも防ぐも 私たち

林野火災予防対策

制限区域

- ① 河北山 通称 金子山一帯
- ② 郷山林道東田落神線西側
通称 郷山一帯
- ③ 長野山生活環境保全林及び採種園
通称 市民の森一帯
- ④ 生子山 通称 煙突山一帯

制限期間

令和8年3月1日
～
令和8年4月30日

制限される行為

- ① 無届けのたき火・草焼き
- ② 歩行中・作業中の喫煙
- ③ マッチのすりかす、
たばこの吸い殻の投げ捨て

林野火災の大部分は、皆さんの注意で防ぐことができます。山林での火気の取り扱いには十分気を付けましょう。



たき火の前に確認を!!

「林野火災注意報」「林野火災警報」が発令された時は「屋外でのたき火」が制限されます。

	林野火災注意報	林野火災警報
発令基準	前3日の合計降水量が1mm以下 + 前30日の合計降水量が30mm以下、 または乾燥注意報が発表	林野火災注意報発令 + 強風注意報が発表
野外でのたき火	実施を控えるなど 十分注意 する	禁止 （※違反時の罰則あり） ※違反時は30万円以下の罰金又は勾留

たき火をする前に消防署へ「火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書」の届出が必要です。

**** 発令時のお知らせ ****
新居浜市HP・新居浜市SNS・車両広報・防災行政無線



* 令和7年 消防白書 *

～設置していますか？住宅用火災警報器～



* 火 災 *

火災件数は**29件**、火災による死者は1人、負傷者は3人となっています。

火災種別では、建物火災が最も多く、全体の半分以上を占めており、火災種別では、建物火災が最も多く、全体の半数を占めており、建物用途別に見てみると、住宅火災が10件（共同住宅・併用住宅などを含む）と最も多く発生しています。

出火原因では、「たばこ」による火災が最も多く5件となっています。

「まさか!!」の火災時に、いち早く気づくことで、迅速に行動することができます。



あなたやあなたの大切な人を守るために**住宅用火災警報器**を設置してください。既に設置されている方は10年を目安に交換するなど適切な点検と維持管理をお願いします。

* 救 急 *

救急出場の件数は**6,845件**、搬送人員は6,418人となっています。これは1日あたり約19回救急車が出動し、市民の約17人に1人が搬送されたこととなります。

救急出場件数は昨年より59件増加、搬送人員も49人増加となっており、人口が減少傾向にある中、依然として高水準で推移しています。

あなたの命を守る



マイナ救急

マイナ保険証を活用し、傷病者が過去に受診した病院や処方されたお薬などの医療情報を閲覧し、傷病者の方がより適切な処置を受けるのに活用します。

あなたの小さな説明書

マイナ保険証を携行しましょう。

< メリットの一例 >

- ・自分の病歴や飲んでいる薬を救急隊に正確に伝えることができる。
- ・円滑な搬送先病院の選定や適切な処置が実施できる。
- ・搬送先病院で治療準備ができる。



< イメージ >

119番 通報 ▶▶▶

◀◀◀ 救急車 到着

マイナ保険証提示 ▶▶▶



氏名・生年月日・住所・
既往歴・薬剤情報など

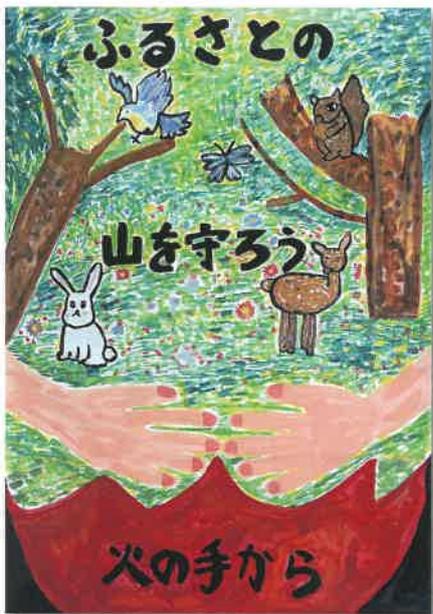
* 救 助 *

救助出動の件数は**36件**、総救助人員は22人となっており、昨年と比較すると、出動件数は7件増加、救助人員は1人の減少となっています。

事故種別では、交通事故が19件と最も多く、次いで水難事故が2件となっています。



市長賞
神郷小3年 田中 有咲



危険物安全協会賞
中萩小3年 安地 柚珠



消防長賞
金栄小3年 平松 菜月

住宅用火災警報器 交換のおすすめ

10年たったら、
とりカエル。



住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をおすすめします。
住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、
火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。
10年を目安に交換しましょう。



令和8年度 危険物取扱者試験



		第 1 回	第 2 回	第 3 回
試験実施日		6月28日(日)	10月予定	R9年2月予定
願 書 受付期間	書面申請	4月13日～4月23日	未定：4月頃決定	
	電子申請			
※電子申請：4/13 午前9時～4/23の終日				
願書配布場所		消防本部予防課・北署・南署・川東分署		
願書送付場所		(一財)消防試験研究センター 愛媛県支部 TEL 089-932-8808		



試験手数料の払込手数料の値下げ **230円⇒160円**

ただし、2次元コード経由払込の場合のみ

- ・クレジットカード ・コンビニエンスストア ・ペイジー
- ・スマホ決済(PayPay,メルペイ)



乙種第4類受験者準備講習会 ※定員50名

	第 1 回	第 2 回
準備講習実施日	5月30日(土)	9月26日(土)
受講受付期間	4月6日～5月29日	8月3日～9月25日
講習会場	新居浜市消防防災合同庁舎 5階 災害対策室	
受講手数料	会 員：5,000円	非会員：7,000円
テキスト	法令(1,540円)実務(1,540円)問題集(1,870円) 4,950円 ※受講者は必ず購入してください。	

読者のひろば

多様化する作業員について

ヤスハラケミカル株式会社 新居浜工場

技術課 島立直樹

私は新居浜市黒島の化学工場で設備保全、合理化の業務を担当しておりますが、近年では安全に関する状況が特に目まぐるしく変化していると感じております。

その中でも特筆したいのが、人に関する変化です。私が入社した十数年前には、ほとんどの協力会社の方が弊社に何年も携わっていただいているベテラン作業員の方で、恥ずかしながら弊社設備の開放点検方法や安全対策を、逆に私が教えてもらう事もしばしばありました。この設備をこ

のように開放点検したいと私が伝えると「ああ、いつものあれね」といった反応で、当時新人の私がこの伝え方で本当に大丈夫だろうかと不安に思うなか、あっという間に作業が完了していました。作業中の安全器具の使用状況や工具の使い方も完璧で、当時の自分は本当に楽に仕事させてもらっていたのだなと痛感しております。

しかしながら、現在はどうでしょう？作業員の方は世代交代による若手の方や、県外から来られる作業員の方もいらっしゃいます。また、作業員名簿には見慣れないミドルネームの方や読み方が分からない海外の作業員の方も増えていらっしゃいます。

ある時、弊社の協力会社の方が海外出張に行ったとお話しされていて、「海外まで工事に出向かれたのですか？すごいですね。」と私が言うと、「いやいや、海外の人材養成施設で作業員として採用できそうな人を探していたんだよ。」と予想外の返答が返ってきました。確かに最近ではテレビCMや電光掲示板で従業員を募集するBtoB企業が増えたなあと感じてはありましたが、改めて人件費高騰や人材不足の問題の深刻さを実感しました。

そうなれば、今まで「当たり前」であった安全管理は通用するのでしょうか？答えは当然NOです。言葉の通じづらい作業員の方へ安全器具を正しく使用してもらわなければならないですし、若い作業員の方や、孫請け業者さんまで正しく作業内容が理解できているか常に目を光らせる必要があります。今後はより一層、色々な地域、国の様々な方と共に仕事をする事になると思います。

言ったからOK、書いたからOK、作業員に伝えたからOKの時代は、もう訪れることはないでしょう。これからは誰でもできる、どんな人に対しても全員に伝わる事、そしてそれらが確実に実施されていることがより一層求められる時代になると思います。

多様化する時代に置いていかれないよう常に管理体制をアップデートし、これからも安全に作業をしていただける職場を目指していきたいと思っております。

それでは今日もご安全に！

